

## 合格証明書の交付・書換え・再交付（R7.6.1）

	提出する書類、添付書類（おおむね3か月以内のもの）
<b>合格証明書 交付申請</b>	<p>【提出する書類名】 合格証明書交付申請書（別記様式第7号（検定規則第14条関係）） 申請手数料 10,000円 <u>※R7.6.1時点です。手続前に警察署で確認してください。</u></p> <p>【添付書類】 ①成績証明書又は講習会修了証明書 （交付の日から起算して1年を経過していないものに限る。） ②履歴書 ③住民票の写し◎本籍地入り、外国人にあっては国籍入り ◎個人番号（マイナンバー）の記載のないもの ④誓約書（合格証明書交付申請用） ⑤市町村長が発行する身分（元）証明書 ⑥医師の診断書（合格証明書交付申請用） ⑦写真（3cm×2.4cm）1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、 正面、上三分身、無背景のもので、裏面に氏名及び撮影年月日 を記入したもの）</p>
<b>合格証明書 書換え申請</b>  <del>※他都道府県公安 委員会交付の合格 証明書は受理でき ません。</del>  ※R6.6.27の法 改正により、住所 変更に伴う書換え は不要になりました。	<p>【提出する書類名】 合格証明書書換え申請書（別記様式第8号（検定規則第15条関係）） 申請手数料 2,200円 <u>※R7.6.1時点です。手続前に警察署で確認してください。</u></p> <p>【添付書類】 ①合格証明書（申請時に現物を警察署担当者に提示してください。） ②住民票の写し◎本籍地入り、外国人にあっては国籍入り ◎個人番号（マイナンバー）の記載のないもの ③写真（3cm×2.4cm）1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、 正面、上三分身、無背景のもので、裏面に氏名及び撮影年月日 を記入したもの）</p>
<b>合格証明書 再交付申請</b>  <del>※他都道府県公安 委員会交付の合格 証明書は受理でき ません。</del>	<p>【提出する書類名】 合格証明書再交付申請書（別記様式第9号（検定規則第15条関係）） 申請手数料 2,000円 <u>※R7.6.1時点です。手続前に警察署で確認してください。</u></p> <p>【添付書類】 ①写真（3cm×2.4cm）1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、 正面、上三分身、無背景のもので、裏面に氏名及び撮影年月日 を記入したもの）</p>

受付は、申請者の住所地又は営業所を管轄する警察署で行います。  
申請の際は、事前に警察署で予約をしてお越しください。

警備員指導教育責任者資格者証等の交付・書換・再交付（R7.6.1）

	提出する書類、添付書類（おおむね3か月以内のもの）
警備員指導教育責任者資格者証・機械警備業務管理者資格者証交付申請	<p>【提出する書類名】 警備員指導教育責任者・機械警備業務管理者資格者証交付申請書（別記様式第13号（第42条、第63条関係）） 申請手数料 9,800円 <u>※R7.6.1時点です。手続前に警察署で確認してください。</u></p> <p>【添付書類】 ①警備員指導教育責任者講習修了証明書等（機械警備業務管理者講習修了証明書） ②履歴書 ③住民票の写し◎本籍地入り、外国人にあっては国籍入り ◎個人番号（マイナンバー）の記載のないもの ④誓約書（指導教育責任者・機械警備業務管理者欠格用） ⑤市町村長が発行する身分（元）証明書 ⑥医師の診断書（指導教育責任者用・機械警備業務管理者用）</p>
警備員指導教育責任者資格者証・機械警備業務管理者資格者証書換え申請  ※他都道府県公安委員会交付の資格者証は受理できません。  *旧指教責資格者証は受け付けられません。	<p>【提出する書類名】 警備員指導教育責任者・機械警備業務管理者資格者証書換え申請書（別記様式第14号（第43条、第63条関係）） 申請手数料 1,800円 <u>※R7.6.1時点です。手続前に警察署で確認してください。</u></p> <p>【添付書類】 ①警備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管理者資格者証 ②住民票の写し◎本籍地入り、外国人にあっては国籍入り ◎個人番号（マイナンバー）の記載のないもの</p>
警備員指導教育責任者資格者証・機械警備業務管理者資格者証再交付申請  ※他都道府県公安委員会交付の資格者証は受理できません。  *旧指教責資格者証は受け付けられません。	<p>【提出する書類名】 警備員指導教育責任者・機械警備業務管理者資格者証再交付申請書（別記様式第15号（第43条、第63条関係）） 申請手数料 1,800円 <u>※R7.6.1時点です。手続前に警察署で確認してください。</u></p> <p>【添付書類】 ①添付書類不要（汚損、破損による場合は当該資格者証）</p>

受付は、申請者の住所地又は営業所を管轄する警察署で行います。  
申請の際は、事前に警察署で予約をしてお越しく下さい。

## 営業所設置等届出（R7.6.1）

届出対象	鹿児島県外に主たる営業所のある業者が、鹿児島県内に営業所を設けようとするとき又は営業所を設けずに警備業務をするとき（併せて「服装届出」及び必要であれば「護身用具届出」も提出します。）
手数料	無し
受付窓口	設置する営業所を管轄する警察署 警備業務を行おうとする区域を管轄する警察署

提出する書類	営業所設置等届出書（別記様式第4号（第11条関係））
--------	----------------------------

### 【添付書類】

	添付書類（おおむね3か月以内のもの）
営業所を設ける 合（9条前段）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 営業所に選任する区分ごとの警備員指導教育責任者に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し（区分ごとのものに限る。）</li> <li>② 履歴書</li> <li>③ 住民票の写し◎本籍地入り、外国人にあっては国籍入り ◎個人番号（マイナンバー）の記載のないもの</li> <li>④ 誓約書（警備員指導教育責任者業務用）</li> <li>⑤ 誓約書（警備員指導教育責任者欠格用）</li> </ul> ※医師の診断書、身分(元)証明書は添付不要（警備業法施行規則3条）
営業所を設けない 場合（9条後 段）	書類は不要

受付は、申請者の住所地又は営業所を管轄する警察署で行います。  
申請の際は、事前に警察署で予約をしてお越しください。

## 法第11条1項変更届（R7.6.1）

届出対象	鹿児島県内の認定業者が法第5条第1項各号に掲げる事項に変更があったとき
手数料	無し
受付窓口	主たる営業所の所在地を管轄する警察署

提出する書類	法第11条第1項変更届出書（別記様式第6号（第17条関係））
--------	--------------------------------

### 【添付書類】

	添付書類（おおむね3か月以内のもの）
会社の社名・所在地変更	①登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
主たる営業所の名称・所在地変更	①登記事項証明書（法人所在地と主たる営業所が同一の場合） ※その他の営業所の場合、添付書類は不要
指導教育責任者の変更	①警備員指導教育責任者資格者証の写し（区分ごとのものに限る。） ②履歴書 ③住民票の写し◎本籍地入り、外国人にあっては国籍入り ◎個人番号（マイナンバー）の記載のないもの ④誓約書2種類（指教責業務用・指教責欠格用） ⑤市町村長が発行する身分（元）証明書 ⑥医師の診断書（指教責用） ※新たに選任される指導教育責任者が当該営業所において既に他の区分の指導教育責任者に選任されている場合は、新たに選任される区分の資格者証の写しのみ ※氏名・住所変更のみの場合は住民票の写しのみ
役員の変更	【減員の場合】 ①変更後の登記事項証明書（履歴事項全部証明）のみ 【増員、代表者、役員の交替の場合】 ①変更後の登記事項証明書（履歴事項全部証明） ②誓約書（法人の役員変更用） ③履歴書 ④住民票の写し◎本籍地入り、外国人にあっては国籍入り ◎個人番号（マイナンバー）の記載のないもの ⑤市町村長が発行する身分（元）証明書 ⑥医師の診断書（個人・役員用） ※ただし、取締役が代表取締役に昇格する場合は、変更後の登記事項証明書（履歴事項全部証明）のみ 【代表者・役員の氏名・住所変更の場合】 ①住民票の写し◎本籍地入り、外国人にあっては国籍入り ◎個人番号（マイナンバー）の記載のないもの ②変更後の登記事項証明書（履歴事項全部証明） ※変更がある場合、添付すること。

受付は、申請者の住所地又は営業所を管轄する警察署で行います。  
申請の際は、事前に警察署で予約をしてお越してください。

## 法第11条3項変更届（R7.6.1）

届出対象	鹿児島県外の認定業者が法第9条第3号に掲げる事項に変更があったとき
手数料	無し
受付窓口	営業所設置等届出を提出した警察署

提出する書類	法第11条第3項変更届出書（別記様式第7号（第21条関係））
--------	--------------------------------

### 【添付書類】

※対象は、9条前段業者のみです。9条後段業者の変更届の場合は、添付書類不要です。

	添付書類（おおむね3か月以内のもの）
認定をした公安委員会の名称及び認定の番号	無し
鹿児島県内に所在する営業所又は鹿児島県内で行う警備業務に係る営業所の名称及び所在地並びにこれらの営業所において取り扱う警備業務の区分	無し
指導教育責任者の変更	①警備員指導教育責任者資格者証の写し(区分ごとのものに限る。) ②履歴書 ③住民票の写し◎本籍地入り、外国人にあっては国籍入り ◎個人番号（マイナンバー）の記載のないもの ④誓約書2種類（指教責業務用・指教責欠格用） ※医師の診断書（指教責用）、身分（元）証明書は添付不要 ※新たに選任される指導教育責任者が当該営業所において既に他の区分の指導教育責任者に選任されている場合は、新たに選任される区分の資格者証の写しのみ
指導教育責任者の氏名・住所変更	①住民票の写し◎本籍地入り、外国人にあっては国籍入り ◎個人番号（マイナンバー）の記載のないもの

受付は、申請者の住所地又は営業所を管轄する警察署で行います。  
申請の際は、事前に警察署で予約をしてお越しく下さい。